別紙第11―2号様式(第14条第2項関係)

文書番号

　　年　　月　　日

　　(訂正請求者)　様

国立大学法人金沢大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(公印省略)

保有個人情報の訂正をしない旨の決定(通知)

　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により，訂正をしない旨の決定をしたので，下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | 　 |
| 訂正をしないこととした理由 | 　 |
| 問合せ先 | 国立大学法人金沢大学総務部総務課(担当者名)電話：FAX：e―mail： |
| 　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人金沢大学に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 |